

大阪府酒類販売事業者支援金 募集要項

申請期間：令和3年4月/5月/6月分：令和3年7月1日（木）～ 9月30日（木）
 令和3年7月分 ：令和3年8月1日（日）～10月31日（日）
 令和3年8月分 ：令和3年9月1日（水）～11月30日（火）

◆改正の主な内容

- 令和3年8月2日 支給対象月として8月分を追加及び売上減少額90%以上の場合の支給上限額の引上げ
- 令和3年7月26日 基準月の売上台帳等の写しの提出が不要
- 令和3年7月19日 支給対象月として7月分を追加及び売上減少額70%以上の場合の支給上限額の引上げ

■府支援金の概要

緊急事態措置等による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短営業の影響を受けている府内の酒類販売事業者の方に、国の月次支援金に上乗せして「大阪府酒類販売事業者支援金」（以下「府支援金」という。）を支給します。

■対象事業者

- ・大阪府内に本店、住所がある酒類販売事業者であること
- ・中小法人等及び個人事業者等

※中小法人等：資本金等10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、
常時使用する従業員数が2,000人以下

■支給要件

下記の（１）から（３）の要件をすべて満たすことが必要です。

（１）	国の月次支援金の給付を受けていること
（２）	酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること 申請日時点で免許に係る事業を行っており、事業の継続・立て直しに向けた取組を行っていること。
（３）	酒類の提供を停止している飲食店 ^{（※）} と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること （※）ここでいう飲食店とは、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店のことをいいます。

👉 注意事項 1

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している、次に掲げる協力金の支給対象者となっている事業者は、支給対象外です。

- ・営業時間短縮等協力金（第3期～第7期）
- ・大規模施設等協力金 等

👉 注意事項 2

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (ア) 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者または使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

■ 支給額

対象月（令和3年4月～8月の各月）ごとに、以下の金額を上限に売上減少額※¹から、国の月次支援金の給付額を控除してなお生じる不足分を支給します。

ただし、令和3年4月～8月の各月の売上額が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している場合に限りません。

《中小法人等》

【売上の減少率が90%以上の場合】（7月、8月分のみ）	上限 60万円/月
【売上の減少率が70%以上の場合】	上限 40万円/月
【売上の減少率が50%以上70%未満の場合】	上限 20万円/月

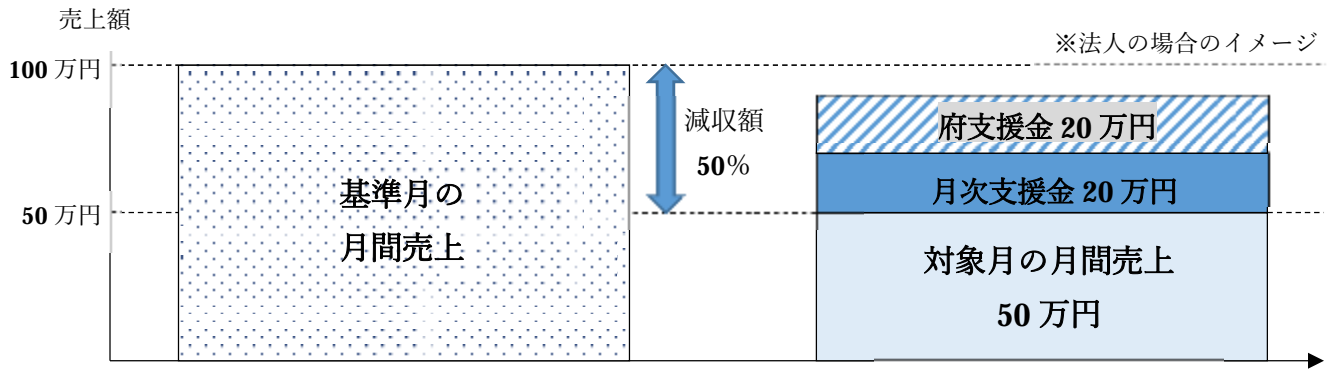
《個人事業者等》

【売上の減少率が90%以上の場合】（7月、8月分のみ）	上限 30万円/月
【売上の減少率が70%以上の場合】	上限 20万円/月
【売上の減少率が50%以上70%未満の場合】	上限 10万円/月

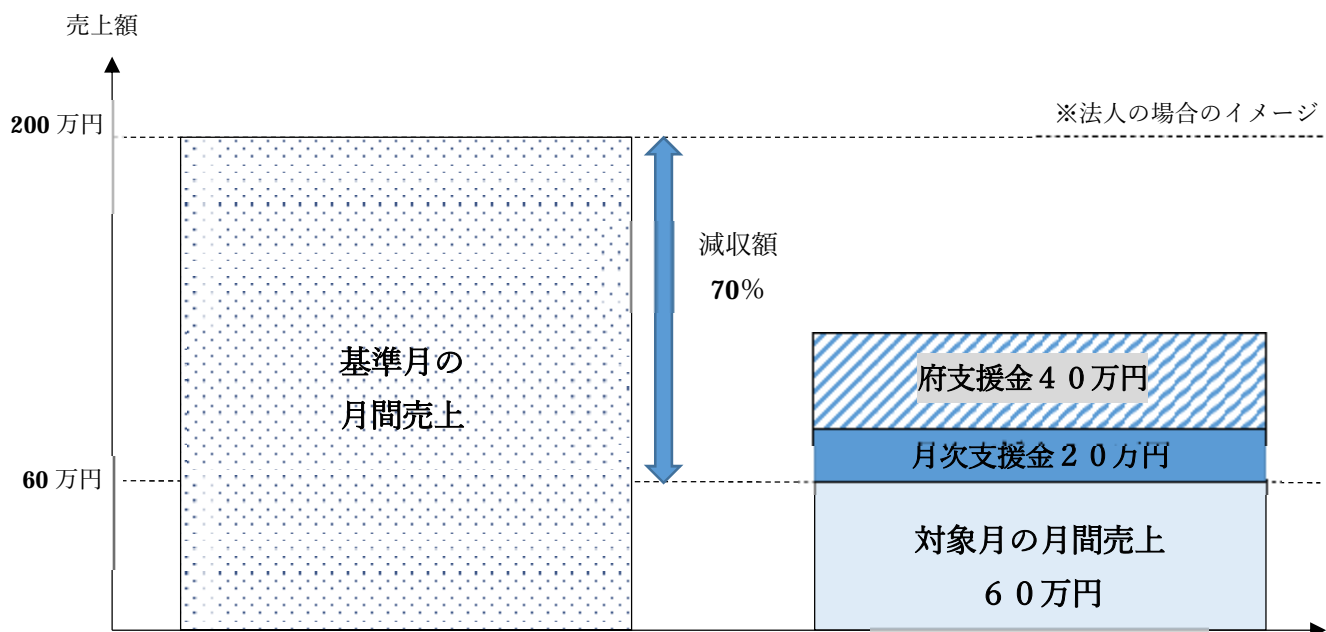
※1 売上減少額＝前年又は前々年の基準月の売上－令和3年の対象月の売上

- ・対象月とは、令和3年の4月～8月の各月
- ・基準月とは、前年又は前々年における対象月と同じ月

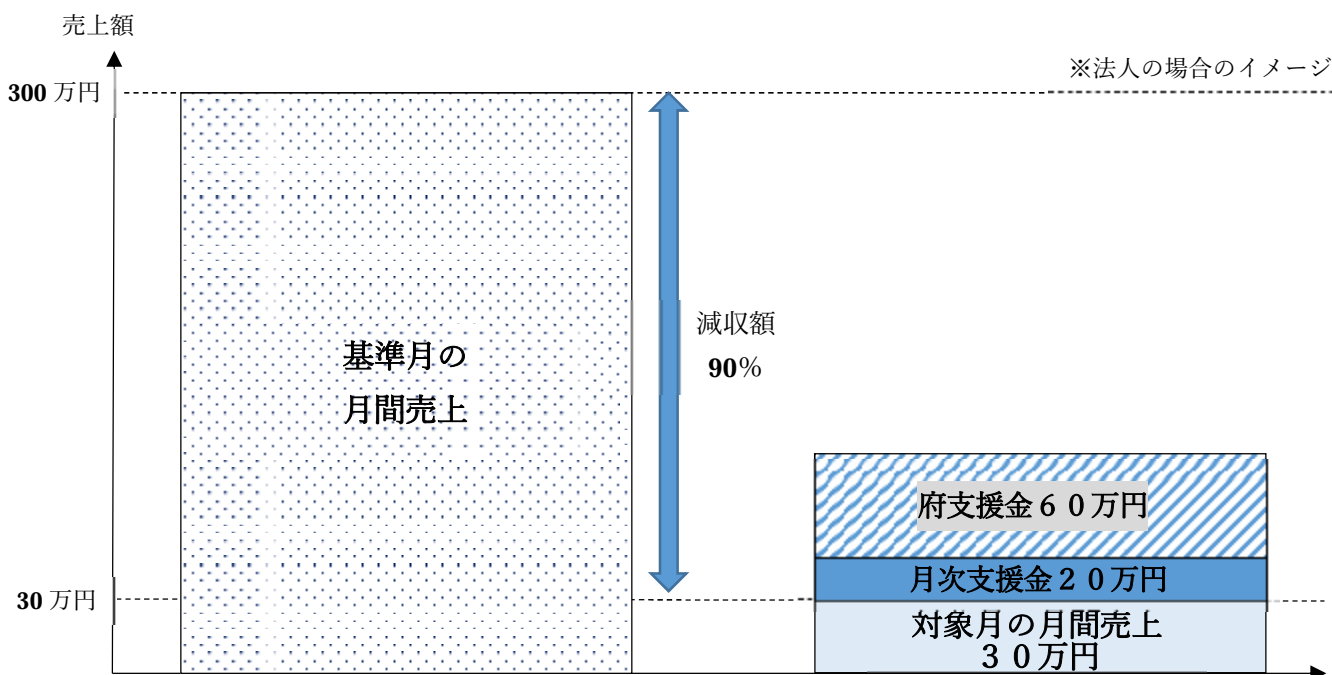
【売上の減少率が50%以上70%未満の場合】



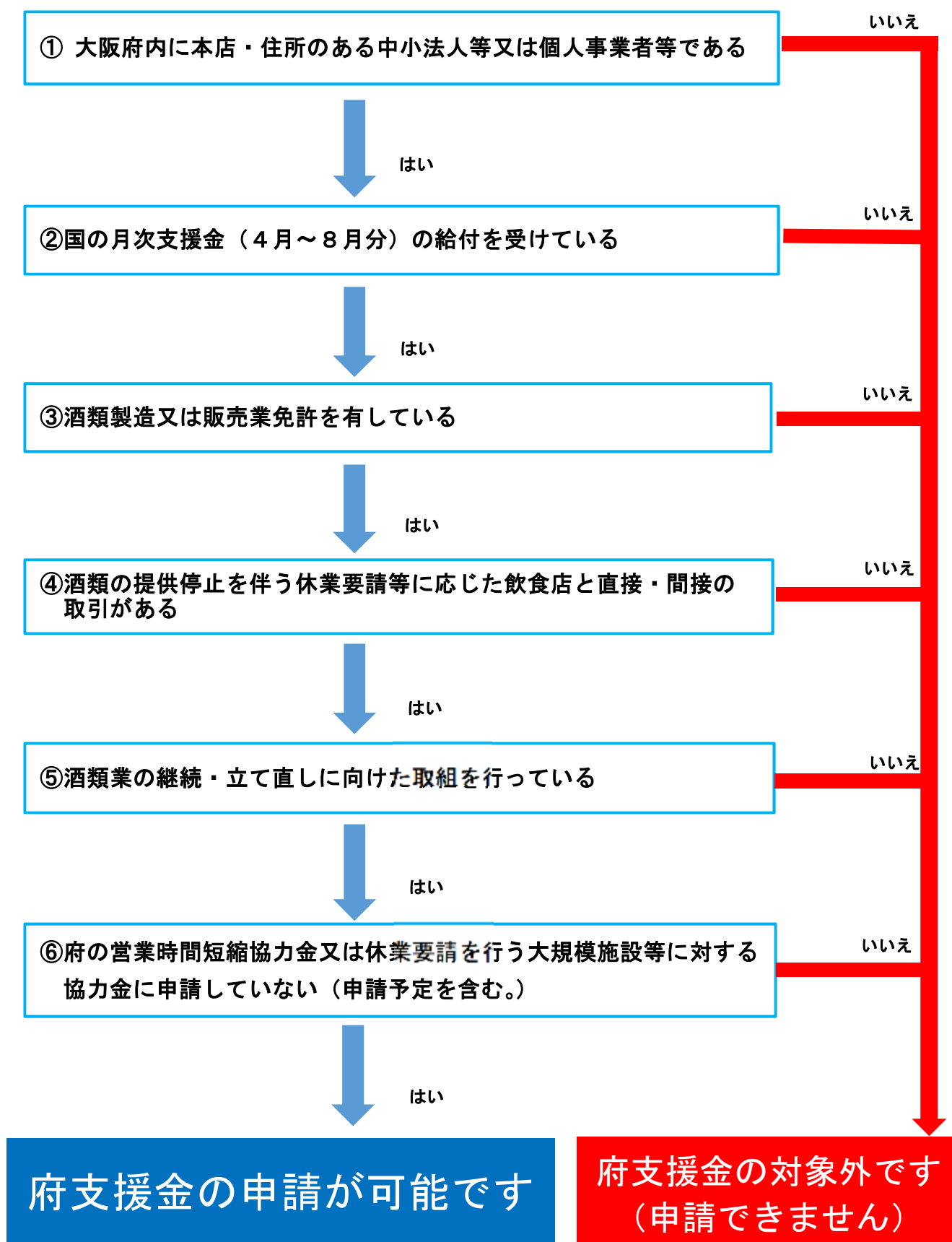
【売上の減少率が70%以上の場合】



【売上の減少率が90%以上の場合】



【対象・対象外フローチャート】



■ 酒類販売事業者支援金の主な流れ

国の月次支援金の申請・受給

※府支援金を申請するためには、国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」が必要です。（国の月次支援金の受給後、申請が可能になります。）

【対象事業者】中小法人等及び個人事業者等

次の（１）から（３）の支給要件をすべて満たす方（１ページを参照）


- （１）国の月次支援金の給付を受けていること
- （２）酒類製造又は酒類販売業の免許を有していること
- （３）酒類の提供を停止している飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っていること



申請書類の準備

- ① 本要項及び酒類販売事業者支援金ホームページをよく読んでください。
（URL）https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/shuruihanbai_shien/index.html
- HP

大阪府酒類販売事業者支援金


QRコード
- ② 必要な書類をPDFなどの電子データをご用意ください。
* 6ページの必要書類を確認ください。
 - ③ インターネットに接続可能な環境で、パソコンやスマートフォンで申請ください。



オンライン申請

※6ページをご確認ください。

申請書類の審査



- ・オンラインで審査の状況がいつでも確認できます。
- ・書類不備等がある場合は事務局から連絡しますので、追加書類を再提出するなど、適切に対応してください。

府支援金の支給

府支援金は、指定の金融機関口座に振り込みます。

※不支給の場合のみ、文書にて不支給に関する通知をします。

■ 申請手続等

1 申請期間

令和3年4月/5月/6月分：令和3年7月1日(木)～ 9月30日(木)
令和3年7月分：令和3年8月1日(日)～10月31日(日)
令和3年8月分：令和3年9月1日(水)～11月30日(火)

2 申請方法

原則、オンライン申請となります。

オンライン申請には、次のようなメリットがあります。

- ・書類の印刷や複写等の準備が不要
- ・24時間いつでも申請が可能
- ・審査の進行状況がいつでも確認可能

※4月から8月までの5か月分をまとめて申請することも可能です。ただし、各月ともに申請期間内であることが条件となりますので、この場合は、9月1日から9月30日までの期間に申請が可能となります。

また、それぞれの月ごとに申請いただくことも可能です。

ただし、1つの対象月につき、申請・受給は1回のみです。

※オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も受け付けます。

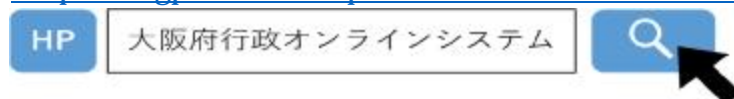
郵送による申請を希望される方は、酒類販売事業者支援金ホームページにて申請方法等ご確認ください。なお、オンライン申請よりも審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

(1) オンライン申請（①利用者登録後、必ず②申請内容を入力してください。）

① 利用者登録

- ・パソコン又はスマートフォンから大阪府ホームページ内の『大阪府行政オンラインシステム』を選択してください。

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



QRコード

- ・初回に利用者登録すれば、2回目以降の登録は不要です。

② 申請内容の入力（事前に必要書類を準備してください。）

- ・ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・「事業者向け手続き」の画面が表示されたら「大阪府酒類販売事業者支援金支給申請」を選択し、申請を開始してください。

【注意】

- ・利用者登録は、1事業者あたり1回限りです。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。申請を完了すると変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。

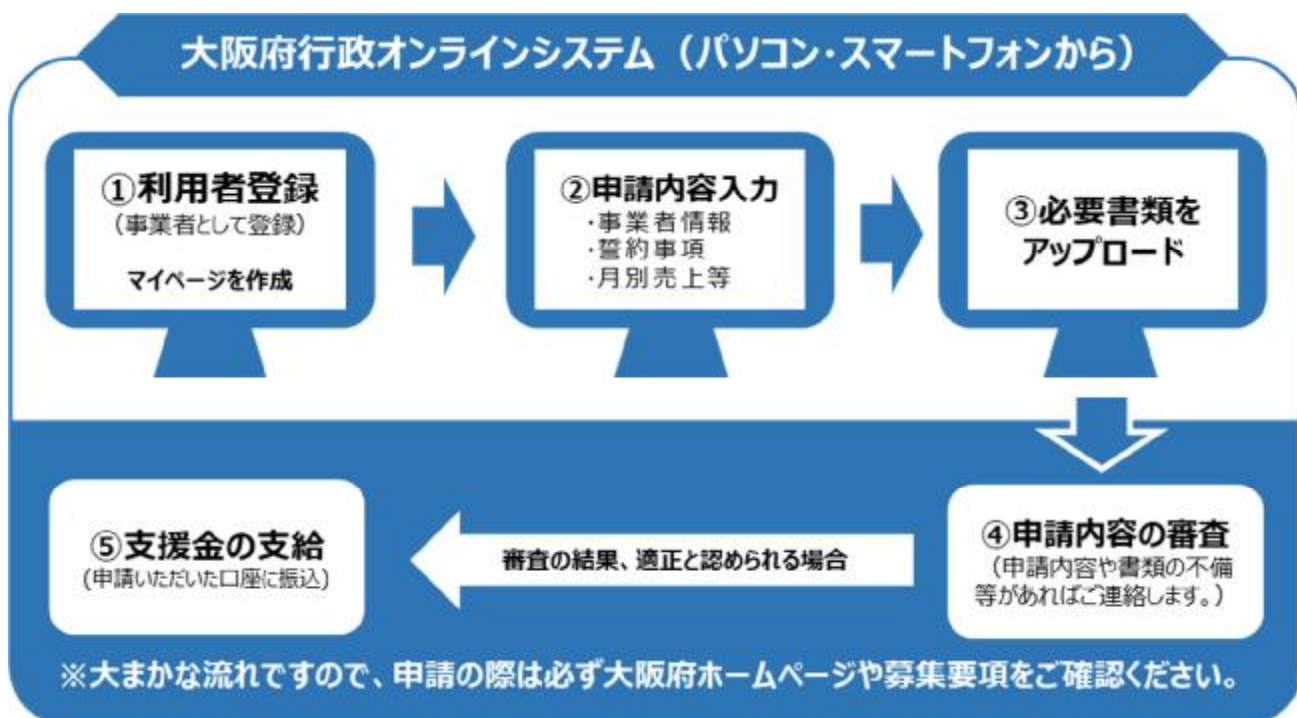
- ・申請完了後、内容に修正の必要が生じた場合は、「申請取下げ」のボタンは押さずに、必ず大阪府酒類販売事業者支援金コールセンターまでご連絡ください。
※ご連絡をいただいた後、大阪府が差し戻しの手続きをしますので、該当箇所を修正のうえ、再度申請してください。
- 誤って「申請取下げ」のボタンを押すと、申請した情報が全て削除され、新たに申請が必要になりますのでご注意ください。
- ・各申請期間の末日の午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。経過しますと入力（申請）ができませんのでご注意ください。

オンライン申請の際に準備していただくこと

申請に必要な項目・書類	オンライン入力のみ	電子データ(PDFなど)に変換し、オンラインで添付
① 酒類販売事業者支援金申請 (申請者の情報など)	必要	—
② 誓約・同意書	必要	—
③ 販売場等及び取引先の情報	必要	—
④ 国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」	—	必要
⑤ 酒類製造又は酒類販売業の免許（「酒類販売管理者標識」ではありませんので、お間違えのないようにしてください。）	—	必要
⑥ 府支援金振込先の確認書類（通帳等）	—	必要
⑦ 確定申告書の写し（前年又は前々年の基準月を含むもの）	—	必要
⑧ 対象月の売上げが分かるもの（売上台帳等の写し等）	—	必要

※ 8ページのオンライン申請手続きに関する注意事項をよくお読みください。

※ ④から⑧までの書類については、あらかじめPDFなどの電子データに変換しておいてください。スマートフォンなどの写真画像でも可能ですが、内容が判別できる鮮明なものをご提出ください。



■オンライン申請手続きに関する注意事項

① 酒類販売事業者支援金申請

※必ず、国の月次支援金の申請と同じ内容を入力してください。

○申請者の情報については、次の項目を入力してください。

【中小法人等の場合】

- ・法人番号、法人名、本店所在地
- ・代表者氏名、役職、住所、生年月日、性別
- ・担当者氏名、担当者電話番号、担当者メールアドレス等

【個人事業者等の場合】

- ・屋号、所在地
- ・代表者氏名、役職、住所、生年月日、性別
- ・担当者氏名、担当者電話番号、担当者メールアドレス等

※担当者については、平日昼間に連絡が取れる電話番号を入力してください。

○府支援金の振込口座に関する情報については、次の項目を入力してください。

- ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（申請者本人の名義）

○売上額に関する情報については、次の項目を入力してください。

- ・対象月（令和3年4月～8月の各月）及び基準月（平成31年4月、令和元年5月～8月の各月又は令和2年4月～8月の各月）の売上額

※基準月については、国の月次支援金の申請と同じ基準月としてください。

※対象月及び基準月の売上額については、国の月次支援金の申請と同じ金額を入力してください。

- ・月次支援金の受給額

② 誓約・同意書

○次の項目について、誓約・同意のチェックをしてください。

- ・給付要件を満たしていること
- ・申請に虚偽がないこと
- ・暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること
- ・事業継続及び立て直しのための取組みを継続的に行っていること
- ・府のほかの協力金の支給対象者でないこと、等

③ 販売場等及び取引先の情報

○酒類を販売した飲食店（※）等の情報を入力してください。

（※）ここでいう飲食店とは、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店のことをいいます。

- ・販売場の情報（名称、所在地、免許の種別。添付いただく酒類免許と同一の販売場）

《一次取引先（名称、所在地、代表者氏名）》

【直接取引の場合】

直接取引のある飲食店の情報を入力してください。

【間接取引の場合】

一次取引先である法人又は個人事業者の情報を入力してください。

《二次取引先（名称、所在地、代表者氏名）》

間接取引のうち、二次取引先である法人又は個人事業者の情報、又は最終取引先である飲食店の情報を入力してください。

《最終取引先（名称、所在地、代表者氏名）》

間接取引のうち、最終取引先である飲食店の情報を入力ください。

④ 国の月次支援金の「振込みのお知らせ」

- はがきの宛先（住所、氏名等）、振込のお知らせ（給付金額等）など情報が記載されている面をすべて提出してください。

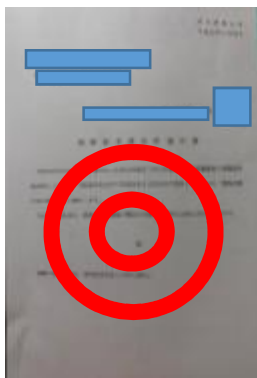


※国の月次支援金は「はがき」の到着前に振り込まれる場合があります。
その場合は、はがきの到着を待って申請をしていただくようお願いします。

⑤ 酒類製造又は酒類販売業の免許

- 税務署からの「酒類販売業（製造）免許通知書」を提出してください。
酒類販売業の免許を複数の販売場で取得している場合は、令和3年4月以降、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店と直接又は間接の取引を反復継続して行っている販売場の免許通知書を提出してください。
- 紛失等により提供できない場合は、所轄税務署が発行する証明書を提出してください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03c/14.htm>
なお、迅速な対応をご希望される場合は、所轄税務署の酒類指導官に事前にお問合せください。
- 「酒類販売管理者標識」ではありません。お間違えのないようご注意ください。

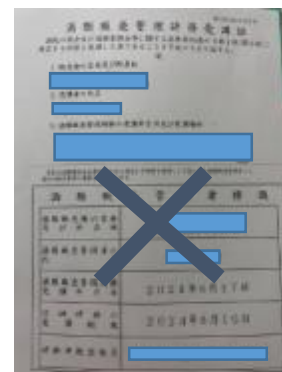
【酒類販売業免許通知書】



【証明書（酒類免許）】



【管理者標識（不可）】



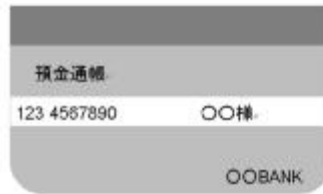
※酒類販売業免許通知書は、次の4点が記載されているかご確認ください。

- (①法人名又は代表者名、②販売場等住所、③免許交付日、④本店の住所又は代表者の住所)

⑥ 府支援金の振込先確認書類（通帳等）

- 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるものを提出してください。（通帳の表面及び1・2ページ目の見開き部分）
- ・インターネットバンキングで通帳がない場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる金融機関ホームページ画面を提出してください。
- ・振込先口座は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。

・通帳のオモテ面



・通帳を開いた1・2ページ目



⑦ 確定申告書の写し

【中小法人等：e-Tax でない場合】

国の月次支援金の申請の際に提出した確定申告書類（前年又は前々年の基準月を含む。）の提出が必要です。

- ・確定申告書別表一の写し（1ページ目）
- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）
 - ※ 收受日付印が押されている必要があります。
 - ※ e-Tax を通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。

【確定申告書別表一の写し】



【法人事業概況説明書の写し】



※ お持ちの確定申告書に收受日付印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を提出することで代替することができます。この場合、收受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を提出してください。

【個人事業者等：e-Tax でない場合】

国の月次支援金の申請の際に提出した確定申告書類（前年又は前々年の基準月を含む。）の提出が必要です。

- ・ 確定申告書第一表の写し（1 ページ目）
- ・ 所得税青色申告決算書の写し ※青色申告者のみ（1 ページ目及び2 ページ目）
 ※ 少なくとも確定申告書第一表には收受日付印が押されている必要があります
 ※ e-Tax を通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください

【確定申告書第一表の写し】

マイナンバーは黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。

【所得税青色申告決算書の写し】

※ お持ちの確定申告書に收受日付印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を提出することで代替することができます。この場合、收受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を提出してください。

【個人事業者等：e-Taxの場合】

国の月次支援金の申請の際に提出した確定申告書類（前年又は前々年の基準月を含む。）の提出が必要です。

- ・ 確定申告書第一表の控え（1ページ目）
- ・ 所得税青色申告決算書の写し ※青色申告者のみ（1ページ目及び2ページ目）
 ※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。
- ※「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。
- ※e-Taxによる申告をされていない場合、前ページを参照ください。

【確定申告書第一表の控え】



マイナンバーは黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。

【所得税青色申告決算書】

【受信通知】

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。

申請内容に不備があった場合

※ 申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合、申請内容にかかる説明や、不備又は追加書類の提出について連絡させていただきます。

申請内容にかかる説明をいただけないときや、指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけないときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

なお、提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。

■ 府支援金の支給

1 府支援金の支給の決定・通知

(1) 審査の結果、府支援金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。

よって、文書による支給決定の通知は発送しません。

府支援金は、「フ. リユウツウタイサクシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」より、指定の金融機関口座に振り込みます。

(2) 審査の結果、府支援金の不支給を決定した時は、文書にて通知します。

■ 重要なお知らせ

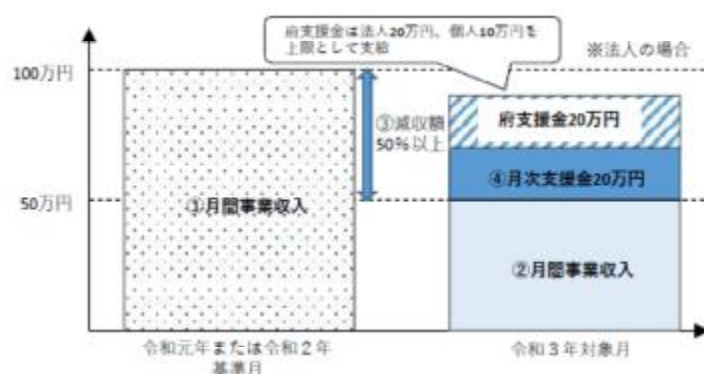
1. 府支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、大阪府は、府支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、府支援金を返還するとともに、違約金を支払っていただきます。
2. 申請後又は支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、その旨を届け出てください。
3. 提出書類の不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求めます。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、大阪府の指定する期間内に解消しなかった時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。
4. 府支援金の支出事務を円滑かつ確実に実行するため、必要に応じて、大阪府は、申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
5. 大阪府は、申請書類に記載された情報を税務情報に使用することがあります。
6. 重複受給不可の他の協力金（営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金）などを受給していないことを確認するため、府支援金の申請に関する情報を、他の協力金の申請にかかる情報と照合することがあります。
7. 前項に掲げるもののほか、個人情報の取り扱いに関して、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者と共有する場合があります。ただし、その他の目的には使用しません。
8. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
9. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、中小企業庁（月次支援金担当部署）に提供することがあります。
10. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む。）が補正をすることがあります。
11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が府支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、府支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。

(参考)

大阪府酒類販売事業者支援金の支給例

※以下は各支給パターンについて申請者が法人の場合の支給例を記載しています。

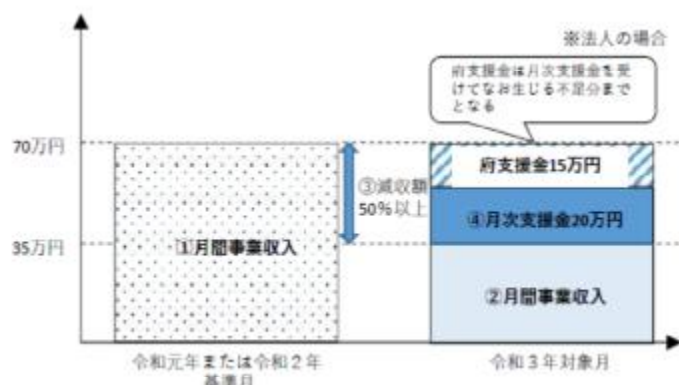
例1) 減収額が基準月の50%以上70%未満でかつ40万円以上の場合



- ①基準月の収入 : 100万円
- ②対象月の収入 : 50万円
- ③減収額 : 50万円 (①-②)
- ④月次支援金 : 20万円
- ⑤月次支援金を受給しても
なお不足する金額 : 30万円 (③-④)

府支援金：上限額20万円

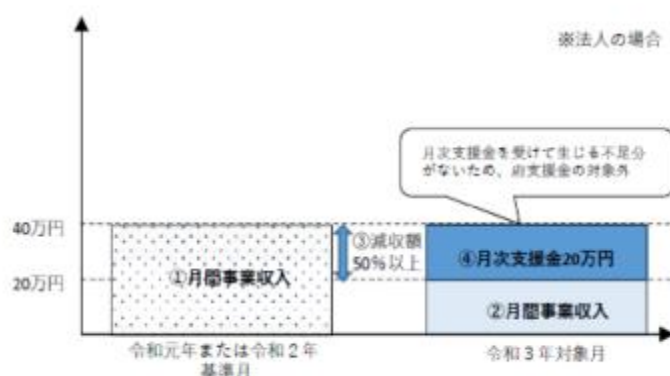
例2) 減収額が基準月の50%以上70%未満でかつ40万円未満の場合



- ①基準月の収入 : 70万円
- ②対象月の収入 : 35万円
- ③減収額 : 35万円 (①-②)
- ④月次支援金 : 20万円
- ⑤月次支援金を受給しても
なお不足する金額 : 15万円 (③-④)

府支援金：15万円

例3) 減収額が基準月の50%以上70%未満でかつ20万円以下の場合



- ①基準月の収入 : 40万円
- ②対象月の収入 : 20万円
- ③減収額 : 20万円 (①-②)
- ④月次支援金 : 20万円
- ⑤月次支援金を受給しても
なお不足する金額 : 0円 (③-④)

月次支援金で減収額を補填できるため、
府支援金の対象外

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 事業所は大阪府内にあるのですが、本店（住所）の所在地は他府県にあり大阪府内にはありません。この場合、大阪府の酒類販売事業者への支援金（以下「府支援金」という。）は支給されますか。

A 1 府支援金については、大阪府内に本店（中小法人等の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、大阪府外に本店や住所がある事業者は支給対象外となります。

大阪府外に本店や住所のある事業者におかれましては、本店や住所の所在する都道府県にお問い合わせください。

Q 2 国の月次支援金を申請中（今後、申請をする予定）ですが、大阪府の酒類販売事業者への支援金を申請することはできますか。

A 2 府支援金は、国の月次支援金の給付を受けている方を対象としていますので、国の月次支援金の給付を受けた後、大阪府に申請をしてください。

Q 3 大阪府以外の店舗も含め、複数の店舗を有しています。また、酒類販売以外の事業もあるのですが、月間売上をどう申請すればよいのですか。

A 3 府支援金は、店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で支給します。他の都道府県の店舗を含む全ての店舗、かつ、酒類販売業以外の他事業を含む全ての事業の売上で申請してください。

Q 4 令和3年4月の売上は、前年又は前々年の同月との比較で50%以上の減少となっているのですが、令和3年5月の売上は、前年、前々年ともに50%以上の減少になっていません。その場合の府支給金はどうなりますか。

A 4 府支援金は、対象月（令和3年4月、5月、6月、7月）の各月において、基準月（前年又は前々年の同月）と比較し、売上が50%以上減少していることが要件となります。よって、お問い合わせの場合、4月分のみが府支援金の対象となります。

Q 5 酒類販売業免許（酒類製造業免許）を紛失しているのですが、どうすればよいですか。

A 5 酒類の製造免許又は販売業免許通知書は再発行されませんので、所轄税務署において、証明書の交付を受け、写しを提出してください。

なお、迅速な対応をご希望される場合は、所轄税務署の酒類指導官に事前にお問合せください。

「酒類販売管理者標識」ではありません。ご注意ください。

Q 6 コロナ不況により経営が成り立たないため廃業したのですが、府支援金を受給できますか。

A 6 府支援金は、緊急事態宣言に伴う飲食店の休業・時短営業等により、経営の継続が難しくなっている酒類販売事業者の事業継続・立て直しやそのための取り組みを支援するものであるため、廃業された事業者は支援の対象外となります。

Q 7 国の月次支援金を特例給付で受けています。その場合、府支援金への手続きはどのようにすればよいですか。

A 7 国の月次支援金の特例給付を受けた方は、下記の一覧を参照して、基準月の売上を計算してください。また、申請に必要な書類についてご案内しますので、コールセンターまでご連絡ください。なお、特例を活用した給付については、通常よりも審査に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

<特例給付一覧>

1 2019年・2020年新規開業特例

- ・2019年又は2020年に開業した中小法人・個人事業主

給付額＝開業年の年間事業収入÷開業年の設立後月数※¹－2021年対象月の月間事業収入

※¹ 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

2 2021年新規開業特例

- ・2021年1～3月の間に開業した中小法人・個人事業主

給付額＝2021年1～3月の事業収入の合計÷2021年の開業した月から

2021年3月までの月数※²－2021年対象月の月間事業収入

※² 開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

3 合併特例

- ・ **2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人**

給付額＝合併前の各法人の**2019年又は2020年**の基準月の月間事業収入
の合計－合併後の法人の**2021年**対象月の月間事業収入

4 連結納税特例

- ・ 連結納税を行っている中小法人
⇒ それぞれの法人が給付要件を満たす場合、法人ごとに給付申請を行うことができ、確定申告書の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替可能

5 事業承継特例

- ・ **2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業主**

給付額＝事業を行っていた者の**2019年又は2020年**の基準月の事業収入－
事業の承継を受けた者の**2021年**対象月の月間事業収入

6 罹災特例

- ・ **2018年又は2019年の罹災を証明する罹災証明書等を有する中小法人・個人事業主**

給付額＝罹災した年又はその前年の基準月の事業収入－**2021年**対象月の月間事業収入

7 法人成り特例

- ・ **2021年の1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者**

給付額＝法人化前の**2019年又は2020年**の基準月の事業収入－法人化後の
2021年対象月の月間事業収入

8 NPO法人・公益法人等特例

- ・ 特定非営利活動法人及び公益法人等
⇒ 確定申告書の控えなどについて各種書類で代替可能
- ・ 寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人
⇒ 追加の書類の提出により寄付金等を収入に含めて給付額を算定可能

Q 8 国の月次支援金の申請は、基準月を前年同月として給付を受けました。ところが、府支援金を申請する場合、基準月を前々年同月とした方が、受給金額が多くなります。(前年を基準月とした場合、売上減少額は50%だが、前々年を基準月とした場合、売上減少額が70%となる場合等)
この場合、国の月次支援金と異なる年の基準月で府支援金の申請は可能ですか。

A 8 国の月次支援金の申請の基準月の年を変更した方が有利となる場合には、特例として、基準月を前年から前々年に変更することを認めています。(その逆の変更も可。)

例えば、国の月次支援金は、前年4月を基準月として給付を受けたが、府の支援金は前々年4月を基準月として申請した方が、売上減少額が大きくなる場合は、特例として認めることとします。

国の月次支援金の基準月と異なる基準月で申請される場合は、必ず該当する基準月の売上台帳を提出してください。

Q 9 国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」を紛失した場合はどうすればよいですか。

A 9 お知らせはがきを紛失した場合は、次の書類をご提出ください。

【中小法人等の場合】

- ・履歴事項全部証明書
- ・国の月次支援金が振り込まれた部分が記載された通帳の写し及び通帳の表面

【個人事業者等の場合】

- ・本人確認書類(運転免許証の写し、パスポートの写し、マイナンバーカード(表面の写し。個人番号は黒塗りするなど見えないようにしてください。)、住民票など)
- ・国の月次支援金が振り込まれた部分が記載された通帳の写し及び通帳の表面

酒類販売事業者支援金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください

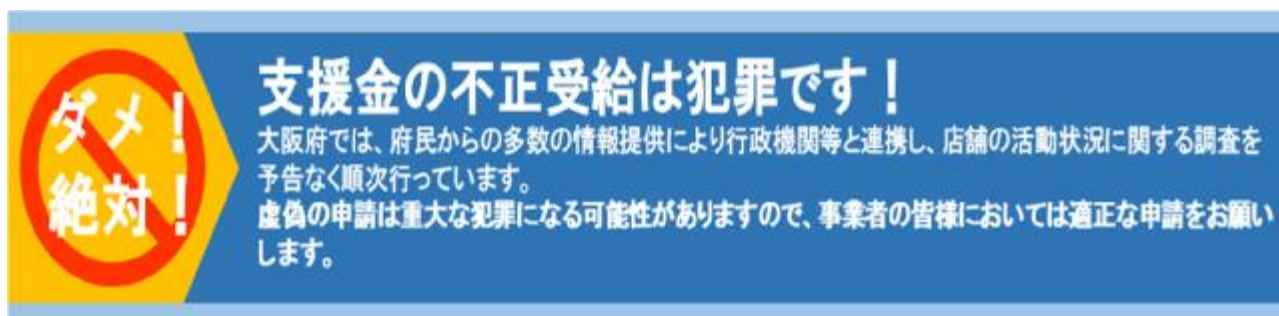
酒類販売事業者支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。府支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、府支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、府支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

または、最寄りの税務署にお問い合わせください。



ダメ！絶対！

支援金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民からの多数の情報提供により行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者の皆様においては適正な申請をお願いします。

■ 府支援金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府酒類販売事業者支援金コールセンター

〔開設時間〕 午前9時30分から午後5時30分まで（平日のみ）

〔電話番号〕 06-6654-3346

府ホームページに「FAQ（よくあるお問い合わせ）／随時更新」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

HP

大阪府酒類販売事業者支援金

